



稲城市景観色彩ガイドライン

Color Scape Guidelines for Inagi City

はじめに

稲城市は、多摩川や三沢川などうるおいある水辺や多摩丘陵をはじめとする多くの緑などの豊かな自然景観を残しています。また一方では、旧来からの住宅地や多摩ニュータウンの新興住宅地など、良好な住宅都市としての顔も持ち合わせています。

これらの自然や住宅地の景観は、これまで、地域に暮らす住民のなかで育まれた貴重な資源であり、今後も次世代に継承していくべき風景に相違ありません。

このような風景を保全し、稲城らしい景観を創出していくために、「稲城市景観色彩ガイドライン」では、景観づくりの大切な要素である色彩についての基本的な事項を整理し、景観特性（地域や規模）に応じた建築物等の色彩に関するルールを紹介しています。

このガイドラインを通して、景観づくりの理解を深めていただくとともに、稲城らしい「季節が息づく、美しい都市景観」の形成に向けて、市民、事業者、行政が協働のもと、なお一層のご協力をくださいますようお願いいたします。



目次

I. 景観色彩ガイドラインの位置づけと活用方法	01
II. 色の表現	02
III. 色彩の基本的な考え方と配慮事項	03
IV. 稲城市の色彩景観の現状	05
V. 稲城市の色彩のルールの考え方	06
(1) 地域区分と規模区分の考え方	06
(2) 対象区分①の色彩 >>>三沢川左岸丘陵地、三沢川右岸丘陵地／中高層建築物	08
(3) 対象区分②の色彩 >>>既成市街地、平尾地域／中高層建築物	10
(4) 対象区分③の色彩 >>>既成市街地、三沢川左岸丘陵地、三沢川右岸丘陵地、平尾地域／低層建築物（小規模）	12
(5) 対象区分④の色彩 >>>駅周辺地域／低層建築物（小規模）、中高層建築物	14
(6) 特徴ある地区の推奨色彩－若葉台駅北口地区	16

1. 景観色彩ガイドラインの位置づけと活用方法

景観色彩ガイドラインの位置づけ

稲城市では、これまで稲城市景観基本計画をもとに、良好な景観形成に向けて、様々な景観施策に取り組んでいます。

それらを踏まえ、景観づくりの大切な要素のひとつである建築物等の色彩に関するルールを示し、地域の個性を活かした色彩景観の形成を進めていくための具体的な事項をまとめた「稲城市景観色彩ガイドライン」を策定しました。

本ガイドラインは、建築物等の色彩(色あい(色相)、明るさ(明度)、鮮やかさ(彩度))について、景観的な視点で誘導を図るための手引書となるものです。

【ガイドラインの対象】

- 対象地区は・・・
稲城市全域を対象とします。
- 対象施設は・・・
原則、全ての建築物等を対象とします。

活用方法

建築物等の色彩を考える際には、下記のフロー図の手順に沿って色彩検討を行い、市民、事業者、行政が一体となって、本ガイドラインの示す稲城らしい色彩景観の形成に向けて取り組んでいきます。

STEP 1

【施設計画】

建築物等の役割の確認



計画する建築物等が、どのような役割(用途)をもつのか明らかにした上で、「目立たせるものか」、「控えめにするものか」を判断しましょう。

STEP 2

【周辺調査】

周囲の環境色彩を確認



隣接している部分だけでなく、計画地周辺の環境色彩を調べ、背景となる色彩などを把握しましょう。

STEP 3

【色彩計画】

調和を考えベースとなる「基調色」を選定



対象区分別の色彩の範囲を参考に、周囲の環境色彩と調和する基調色を選びましょう。

必要に応じて
→施設自体の配色を考え「強調色」「アクセント色」を選定



施設自体のバランスを考えて、基調色に調和した強調色やアクセント色を選びましょう。

STEP 4

【維持管理】

完成後も、適切な維持管理



時間の変化による退色や汚れ等に配慮し、適切な時期での塗替えなどを行い、維持管理に努めましょう。

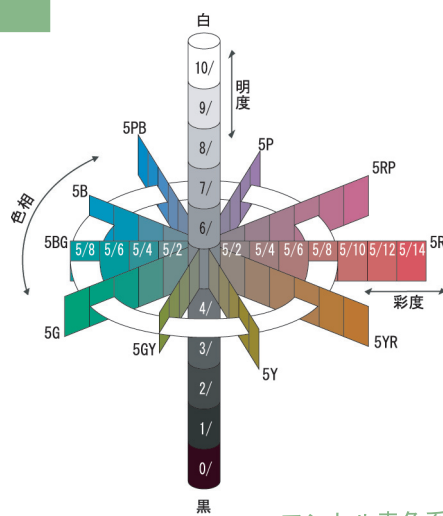
II. 色の表現

マンセル表色系

色彩は、一般的に赤や青といった「色名」で表現しますが、色には幅があり、人によって思い浮かべる色は異なります。

これらの色を多くの人々が共有できる客観的な尺度として表現するため、本ガイドラインにおいては、日本工業規格（JIS）の標準色としても利用されている「マンセル表色系」を用いています。

マンセル表色系とは、1つの色を「色相」「明度」「彩度」といった3つの属性で表すものです。これにより「濃い赤」や「薄い赤」といった色名よりも個人差のない正確な色彩を表現することができます。



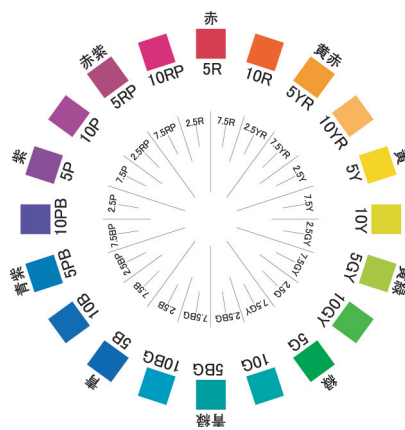
マンセル表色系のしくみ

3つの属性

色相 (しきそつ)

「いろあい」を10の基本色（赤、黄赤、黄、黄緑、緑、青緑、青、青紫、紫、赤紫）の頭文字をとったアルファベットとその度合いを示す数字（0から10）の組み合わせで表します。

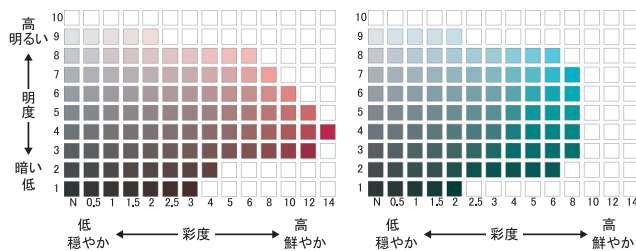
例：10Yや5PBなど



色相 (マンセル色相環)

明度 (めいど)

「あかるさの度合い」を0から10の数字で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなります。数値が高いものより順に「高明度—中明度—低明度」と一般的に表現されています。



明度 (あかるさ) と彩度 (あざやかさ)

彩度 (さいど)

「あざやかさの度合い」を0から16の数字で表します。色味のない鈍い色ほど数値が小さく、白・黒・グレーなどの無彩色は0になり、逆に鮮やかな色彩ほど数値が大きくなります。数値が高いものより順に「高彩度—中彩度—低彩度」と一般的に表現されています。

マンセル値とは・・・ / 表記方法と読み方

3つの属性を組み合わせる記号です。例えば市の木であるイチョウの黄葉した葉は、5Y7/8程度です。



黄葉したイチョウの葉

5わい 7 の 8 ←読み方
5Y 7 / 8 ←表記方法
 色相 明度 彩度

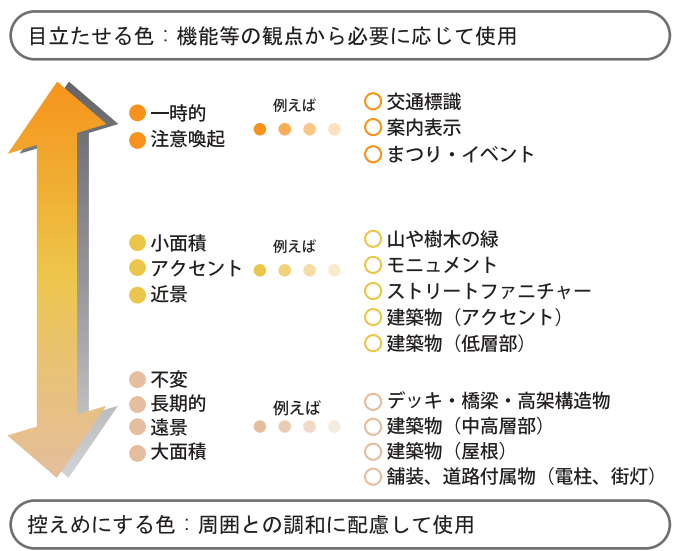
III. 色彩の基本的な考え方と配慮事項 -1

色彩の秩序を守る - 目立たせる色・控えめにする色

景観を構成する要素が「目立たせるもの」か「控えめにするもの」かを考え、景観における秩序を保つ必要があります。

例えば、遠くからも目につきやすい建築物の中・高層部や屋根面はあまり目立ちすぎないように、彩度を抑えた落ち着いた色とすることが望まれます。

一方で、交通標識など注視性が求められるもの、まつりやイベントなどの一時的なものについては、高彩度色を効果的に用いるようにします。



地域の色彩の把握と色彩の調和

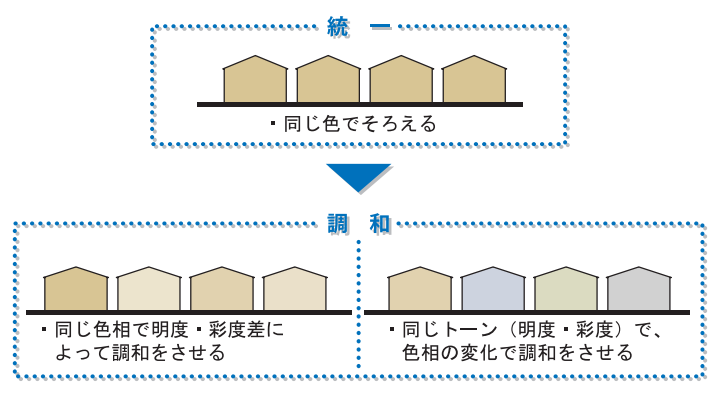
建築物等の色彩を考える際、まず、周辺環境との調和を考慮し、その地域の色（環境色）を的確に把握することが必要です。

そのために、それぞれの地域で多く使われている素材や色彩などを調査して、その色彩特性を把握します。それと同時に、まち並みの連続性という視点からも色彩を検討することが必要です。

このとき、「統一」ではなく「調和」を前提とし、設計者や事業者がある程度自由に色を選択できるように幅を持たせることにより、全体としての秩序が保たれた中で、適度な変化を持たせることが可能になります。



【周辺環境からの色彩の構成要素の把握と色彩調査】



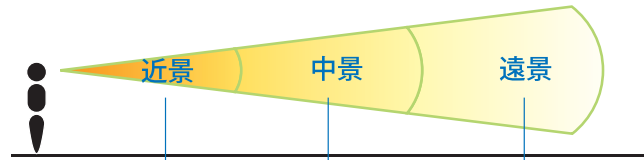
【まち並みの連続性と色彩の調和】

III. 色彩の基本的な考え方と配慮事項 -2

見る、見られる距離と色彩の関係

景観は視点の違いによって目に映る構成要素が変化することで、物の見え方や色のとらえ方も異なってきます。

まちの色彩を考えるにあたっては、特に「中景」での見え方を意識して考えることが大切です。



近景



《構成要素》 施設等の素材や色、汚れ、看板の表示 など
《物の見え方》 部分に目がいきやすく、色とともに素材感がわかります。

中景



《構成要素》 施設等の基調色、街路樹の樹種、看板の有無 など
《物の見え方》 部分と全体の両方が一度に見え、周辺の建物やまち並みとのバランスが気になります。

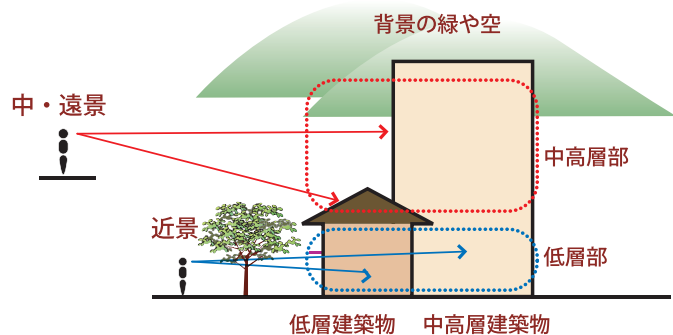
遠景



《構成要素》 まち並み、空、背後の山並み、道など
《物の見え方》 遠くにあるものは、全体的にグレーがかって見え、あまり意識されません。

また、建築物等については中・遠景の場合は、中高層建築物等の壁面や戸建て住宅の屋根面、近景の場合は、建築物等の低層部や細部の色彩が目につきやすくなります。

このように人の視点場がどこにあるかによって、配慮すべき内容が異なり、建物の規模に応じてどこからの視線に配慮すべきかを判断することがポイントとなります。

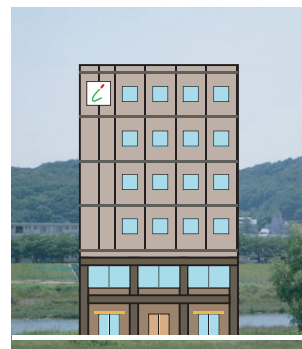


【視点場と建築物の規模による見られ方】

規模・形態と色彩の関係

建築物の色彩については、規模や形態、使用部位や面積によっても印象が大きく異なります。そのため、周囲の景観やまち並みの印象にあわせて、使用する場所等にも配慮した配色を行っていくことが大切です。

また、規模の大きい建築物については、複数の色を組み合わせることにより、威圧感の軽減とともに、単調な外観とならずまち並みにも表情を与えることが可能になります。



規模や形態、周辺環境に配慮した中高層規模の建築物の配色例

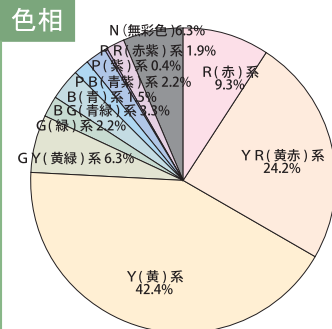
IV. 稲城市の色彩景観の現状

色彩景観の現状

基調となる外壁面の色彩調査の結果をみると、一部で極端に明るい色や鮮やかな色を使用したものも目立ちますが、全体的にみると周囲の自然景観との調和を意識したあたたかみがあり、落ち着いた色調のものが基本となっています。

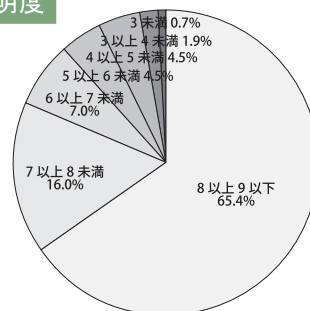


色相



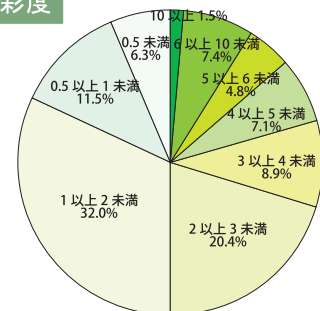
R (赤)系、YR (黄赤)系、Y (黄)系などのあたたかさを感じさせる色を使用したものが全体の7割を超えています。一方、少数ですが、調査対象のなかにB (青)系などの冷たさを感じさせる色の使用も見られました。

明度



規模の大きな建物を中心に比較的明るめの色の使用が全体で多くなっています。一方、周囲に威圧感や閉塞感を与える暗い色調のものは、調査対象のなかではほとんど見られません。

彩度



一部で周囲から突出した派手な色の使用もみられますが、全体の約8割が彩度4未満となり、落ち着いた印象となっています。また、周囲から突出するような極端に鮮やかな色調のものは調査対象の1割にも満たない状況です。

市内の色彩景観を構成している「みどり」

市内には多摩丘陵をはじめ、樹林の緑、農地の緑、水辺の緑などの多くの緑に包まれた自然景観が残っています。

また、ニュータウンをはじめとする住宅地では緑を活かした良好なまち並みが形成され、「みどり」により都市生活にうるおいとやすらぎが与えられています。

このように、市内のどこにいても緑を感じることができることから、建築物等の色彩を検討する際には、季節や時間帯により様々な表情をみせる「みどり」との調和を考えていくことが大切です。



V. 稲城市の色彩のルールの考え方

(1) 地域区分と規模区分の考え方

色彩のルールの基本的な考え方

稲城らしい色彩景観を形成していくためには、個々の建築物等の独自性を活かしながらも、周辺の自然景観に与える影響や地域の特徴的な構成要素をとらえ、これらと調和した色彩景観を誘導していくことが大切になります。

稲城市は、市全域を緑豊かな自然に囲まれており、その環境を活かした良好な住環境も有しています。また一方で、市の玄関口となる鉄道駅では魅力ある駅前空間の創出を図りつつ、落ち着きある拠点を演出しています。

このような景観を保全・活用・創出していくには、市全域を囲む豊かな自然景観に違和感を与えないため、「高彩度等の突出した色を抑制」していくとともに、個々の特徴をとらえ、「地域特性に応じた色彩の使用」により、稲城らしい色彩景観の創出を図っていきます。

【景観づくりのテーマ】

『季節が息づく、美しい都市景観』
まちなみ

【景観づくりの目標】

- ① 美しさと四季を感じる景観づくり
- ② 生活の場からの景観づくり
- ③ 「稲城らしさ」を求めた景観づくり

※稲城市景観基本計画より

【良好な色彩景観に向けた方向性と目的】

- ・ 自然景観の維持
- ・ 良好な住環境の維持
- ・ 落ち着きある拠点の演出

- ・ 突出した色の使用の抑制
- ・ 地域特性に応じた色彩の使用

地域・規模別による色彩のルールの対象区分

本ガイドラインでは、市全域を稲城市景観基本計画等に基づく4つの地域と鉄道駅周辺地域（5地域）に分類し、建築物等の規模を2つの区分に分類しています。それらの地域と区分による景観特性から、色彩のルールを定めています。

また、建築物等の色彩を選定する際の設定として、大きな面積を占める「外壁基調色」、小面積で使用する「外壁強調色」「アクセント色」、眺望等で目に付く「屋根色」について、色彩の範囲や面積割合を定めています。

そのほか、特徴ある地区として若葉台駅北口地区については、推奨する色彩の範囲を設定しています。

地域	規模	
	低層建築物 (小規模) (高さ10m未満かつ 延べ面積1,000㎡未満)	中高層建築物 (高さ10m以上または 延べ面積1,000㎡以上)
既成市街地	区分③(P12.13参照)	区分②(P10.11参照)
三沢川左岸丘陵地	区分③(P12.13参照)	区分①(P8.9参照)
三沢川右岸丘陵地	区分③(P12.13参照)	区分①(P8.9参照)
平尾地域	区分③(P12.13参照)	区分②(P10.11参照)
駅周辺地域	区分④(P14.15参照)	区分④(P14.15参照)
若葉台駅北口地区	特徴ある地区 (P16.17参照)	

※駅周辺地域については、既成市街地に位置する5つの鉄道駅の周辺地域を対象とします。

※三沢川左岸丘陵地に属する若葉台駅北口地区については、三沢川左岸丘陵地の色彩のルールに加え、別途定めた特徴ある地区の推奨色彩(P16.17参照)に基づき、色彩景観を誘導していきます。

※工作物についても、原則、上表の区分によるものとします。

地域区分図



凡例

既成市街地	三沢川左岸丘陵地
平尾地域	三沢川右岸丘陵地
駅周辺地域	若葉台駅北口地区

色彩のルールの適用範囲

屋根色 : 屋根面全体
建築物等を構成する部位の中で外壁に次いで大きな面積を占め、高台等からの眺望にも影響を与える色

外壁基調色 : 外壁各面の 4/5 以上
建築物等の基本となる色彩であり、建築物等全体の色のイメージを与える色

外壁強調色 : 外壁各面の 1/5 以下
外壁面に一定割合で使用することにより、建築物等の表情（デザイン）に変化をつける色

アクセント色 : 外壁各面の 1/20 以下
外壁面にごく小面積で使用することにより、アクセントを与える色（ただし、強調色とあわせて外壁各面の 1/5 を越えてはならない。）

適用範囲の面積比

